

# 三郷市内保育施設の風水害時における 臨時休園等のガイドライン

## 目 的

大型化する台風等の災害をはじめ、集中豪雨の自然災害発生時（以下「風水害時」という。）により、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合において、児童・保護者及び保育従事者等の安全を守るために、市内の保育所等における臨時休園の判断基準及び対応についてのガイドラインを定める。

## 対象施設

三郷市内の公立保育所、私立保育園、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業及び事業所内保育施設（以下、「保育所等」という。）とする。

## 臨時休園等の判断基準及び対応

市は、台風接近や集中豪雨等による風水害発生のおそれがある場合及び鉄道会社による計画運休が実施される場合には、本ガイドラインに基づき、保育所等における臨時休園等の判断を行う。なお、施設として個別の事情を考慮して独自の対応が必要と考える場合には、事前にすこやか課と協議する。

### 1. 避難情報等が発令された場合

警戒レベル	開園前	開園中
警戒レベル3 (高齢者等避難)	・臨時休園とする。 (安全が確保される場合に限 り、必要な方の保育の検討) ・速やかに保護者に周知する。 ・施設として独自の対応が必要 と考える場合には、事前にすこ やか課と協議する。	・原則、あらかじめ保護者に周知してい る避難所へ園児を速やかに避難させ る。 ただし、園内が安全と判断した場合は、 施設内にとどまる。 ・保護者に連絡をとり、今後の保育所の 対応を報告するとともに、速やかなお 迎えを依頼する。
警戒レベル4 (避難指示)		
警戒レベル5 (緊急安全確保)		

上記の基準によらず、台風等の接近により気象庁から記録的短時間大雨警報や特別警報の発表が想定され、事前に大雨・暴風による甚大な被害が発生する可能性が高いと判断される場合も同様とする。

## 2. 計画運休が実施された場合

台風等の接近に伴い、本市を含む首都圏において鉄道の計画運休が実施される場合には、園児等の安全を最優先し、市内保育所等を臨時休園とする。

○計画運休に伴う臨時休園の流れ

計画運休の可能性	計画運休の詳細情報（前日）	計画運休の実施（当日）
保護者へ事前予告	保護者へ臨時休園の周知	終日臨時休園

### 臨時休園等を行う際の周知

市は、本ガイドラインについて、保育所等並びに保護者に対して文書やホームページにてあらかじめ周知を図る。

臨時休園とする場合、市はその旨を保育所等に連絡し、それを受けた保育所等は速やかに保護者に周知する。

なお、台風の接近など災害発生の危険性が事前に予測できる場合や、鉄道会社から計画運休実施の発表があった場合は、市は前日までに臨時休園を決定し連絡を行うなど、できるだけ早めの対応を行う。

### 参考 1：警戒レベル、住民がとるべき行動等について



※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

## 参考 2 : 災害時の情報収集手段

- 防災行政無線
- 市ホームページ
- メール配信サービス
- ツイッター・フェイスブック
- テレビによる地上デジタル情報
- 広報車両・消防団車両による広報
- 緊急速報メール

三郷市子ども未来部すこやか課  
作成日 令和 3 年 8 月 1 6 日